

別表 1（第 6 条関係）

補助対象経費

区分	内容	留意点
報償費	講師等への謝金、出演料等（関係者等への謝礼、関係団体への補助金は対象外）	事業に見合った講師料であること
旅費	講師等の交通費	関係者の視察等の旅費は対象外
消耗品費	資料、周知等の紙代、材料代、案内看板等の製作費、イベント来場者に無料で配布する記念品（チラシ等であらかじめ周知してあるもの。配布されなかったものは対象外）等、スタッフ用被服費	事業に見合った数量であること。 事務用品等の汎用的な消耗品は対象外 食材、景品は対象外
クリーニング代	イベントで使用した共有物のクリーニング代	
印刷製本費	ポスター、チラシ、会議資料等印刷代	事業に見合った数量であること。
広告宣伝費	新聞折り込み費用等（広く市内・外に周知するよう努めてください）	事業に見合った数量であること。
光熱水費・燃料費	補助対象事業の実施に必要なガス、水道、電気代等	事業用として明確に区分できないものは対象外
通信運搬費	郵送料（切手は郵送枚数、郵送先、郵送理由を明記）	
保険料	損害・賠償責任保険料、傷害保険料等	
手数料	ごみ処理手数料（処理券購入費用も含む）、道路使用許可手数料、保健所等への届出手数料等	
使用料・賃借料	会場使用料・賃借料、備品レンタル料、音響機材レンタル料等	事業に必要な備品は、リースで対応してください。
委託料	企画・運営委託料、会場警備委託料、会場設営委託料、会場等警備委託料等	
その他	市長が特に必要と認めたもの	